

平群町中小企業小口融資及び利子補給金交付の申請について

【添付書類】

R7.11.11～

I. 融資申請

(チェック欄)

- ☐ 平群町中小企業小口融資申請書（町様式による）
- ☐ 完納証明書（町様式による。申請者（法人の場合は法人及び代表者）の分）
- ☐ 住民票抄本（町様式による。申請者（法人の場合は代表者）の分）
- ☐ 同意書（別紙1。町様式による）
- ☐ 奈良県信用保証協会の信用保証委託申込書
- ☐ 事業に係る許認可書の写し
- ☐ 見積書（資金使途が運転資金の場合は不要）
- ☐ 計画図面（資金使途が店舗改造資金の場合のみ必要）
- ☐ 法人の場合は登記簿謄本、定款、決算書及び試算書の写し。個人の場合は確定申告書の写し
- ☐ その他保証協会が必要と認める書類
- ☐ 事業所の位置図、その他町長が必要と認める書類

II. 利子補給金交付申請

(チェック欄)

- ☐ 利子補給金交付申請書（町様式による）
- ☐ 完納証明書（町様式による。申請者（法人の場合は法人及び代表者）の分。融資申請時に同意書を提出している場合は不要）
- ☐ 利子補給請求書（町様式による）
- ☐ 住民票抄本（町様式による。申請者（法人の場合は代表者）の分。融資申請時に同意書を提出している場合は不要）
- ☐ 奈良県信用保証協会の信用保証書の写し
- ☐ 返済計画書（各月の返済金額及び利子金額がわかるもの）の写し、その他町長が必要と認める書類

【留意事項】

- ・利子補給金交付申請は、あくまでも本人の申請によるものであり融資及び返済実行後の遡及補給は行いません。
- ・利子補給期間については、融資期間を超えないものとします。
- ・利子補給金の補給率については、借入融資利率の1%分とします。なお、延滞利息については補給しません。
- ・利子補給金は毎年4月1日から翌年3月末日での確定分とし、5月中旬に借入金の返済口座に補給します。
- ・請求書に記載する振込口座の“口座名義人”及び“よみがな”は正確に記載してください。